

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和5年2月28日

申請者 柴田竜太郎

論文題目 日英議院内閣制の再検討―「信任」と「自律」の法的構造から―

審査員 只野雅人（主査）、渡辺康行、江藤祥平

本論文は、イギリスの議院内閣制を、「信任」と「自律」という観点から分析し、日本国憲法における議院内閣制や解散権の構造の理解について再構成を試みる意欲的論攷である。

日本では1990年代以降、「イギリス」をモデルに、与党・政府の一体性の強化や首相中心の内閣主導の実現に向けた制度改正・運用が重ねられてきた。序論では、こうした改革を念頭に、内閣・首相は与党派議員を統制するためにいかなる法的権能を有しているかを検討すべきではないかという問題意識が披瀝される。そして、検討の素材となるイギリス議院内閣制をめぐり、その機能・実態の背後にある法的権能の構造に着目するという、分析視角が設定される。第1部「議会解散権に見える『信任』の構造」では、イギリスにおいて首相が政府派議員の統制のために用いるとされてきた議会解散権が取り上げられ、近時の議会任期固定法をめぐる議論を含め、その実態や背景にある法的構造が分析される。第2部「下院内権限に見える『自律』の構造」では、大権をめぐる議論、下院院内幹事の権能などの分析を通じて、政府による政府派議員の統制がどこまで可能となっているのかが検討される。こうしたイギリス議院内閣制の緻密な検討をふまえて、第3部「日本議院内閣制の再定位に向けて」では、制定過程から近時に至る解散権をめぐる議論に焦点を合わせ、日本国憲法の議院内閣制の構造が「信任」という観点から理論的に分析され、従来の支配的学説の構造的問題や、いわゆる「69条解散」をめぐる新たな理解の可能性などが示される。

本論文には、次のような優れた特徴が認められる。まず何より、「信任」と「自律」という分析視角の明晰性・独自性である。このような視角を設定することで、一貫した論理のもと、複雑なイギリス議院内閣制の機能と法的構造を新たな形で読み解き、さらには、内閣による他律的解散をどのように根拠付けるかなど、日本国憲法の議院内閣制・解散権理解にも新たな視座を提供することが可能となっている。柴田氏の議論は、憲法学のみならず、政治学などをも含む日本における議院内閣制や解散権をめぐる研究に、今後様々なインパクトを及ぼす可能性を有している。いまひとつは、歴史的に形成されてきたイギリス議院内閣制という複雑な検討対象を、機能や実態だけでなくその背後にある法的構造にまで立ち入り、一貫した論理のもと精緻に分析し得ている点である。限られた時間の中で、このような一貫した分析をなし得ていることから、柴田氏の研究者としての優れた力量が窺える。

もともと、本論文にも、なお改善を要すると思われる点はある。議院内閣制には様々なヴァリエーションが存在する。イギリス以外の制度をも視野に収めることで、議論の厚みと説得力をさらに増すことができよう。こうした点は、柴田氏もすでに十分自覚しているところであり、また本論文自体が様々な発展の可能性を秘めている。本論文で示された柴田氏の力量からすれば、今後の研究の更なる発展が大いに期待される場所である。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者柴田竜太郎氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。